

放射線管理手帳への眼の水晶体の等価線量の記入方法について

<p>現行の放射線管理手帳運用要領・記入要領（事業者用）より水晶体の記載内容のみ抜粋</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社所有の原子力発電所での運用</p>
<p>P88</p> <p>⑤等価線量（水晶体）</p> <p>放射線測定器により評価された水晶体の等価線量が、<u>実効線量（外部被ばく）を超えた場合に</u>、上段に水晶体の等価線量をミリベクレル単位で記入する（<u>記入数値は、小数点以下1桁とする。</u>）。</p> <p>P90</p> <p>⑨年度の実効線量（<u>水晶体の記載なし</u>）</p> <p>当該年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間）の実効線量（外部被ばくと内部被ばくの和）を記入する（記入数値は、小数点以下1桁または2桁とする。）。</p> <p>また、検出限界未満値を示すXがある場合は、その回数を合計し、（ X ）内に合計値を記入する（Xのない場合は0とする。）。なお、年度の実効線量の記入時に、記入余白が生じた場合は、黒の斜線で消す。</p>	<p>⑤等価線量（水晶体）</p> <p>放射線測定器により評価された水晶体の等価線量が、<u>実効線量（外部被ばく）と異なる場合には</u>、上段に水晶体の等価線量をミリベクレル単位で記入する（<u>記入数値は、小数点以下1桁または2桁とする。</u>）。</p> <p>⑨年度の実効線量<u>及び水晶体の等価線量</u></p> <p>左記の当該年度の実効線量に加えて、<u>当該年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間）の眼の水晶体の等価線量を記入する</u>（<u>記入数値は、小数点以下1桁または2桁とする。</u>）（添付1参照）。</p> <p>ただし、実効線量と値が同じ場合は、記入を省略できる。</p> <p>更にG欄に記載の年度以前の眼の水晶体の等価線量の年度合計値を記入する必要がある場合は、「I.備考」に記入する（添付2参照）。</p> <p>なお、検出限界未満値を示すXがある場合は、その回数を合計し、（ X ）内に合計値を記入する（Xのない場合は0とする。）。</p>